

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例制定について

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和7年2月19日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年周南市
条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3項中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条第2項中「別表第2に掲げるところによる」を「周南市旅費条例（令和7年
周南市条例第 号。以下「旅費条例」という。）における特別職の支給の例により
算出した額とする。ただし、旅費条例第9条第1項第5号に規定する特別車両料金及
び旅費条例第10条第1項第4号に規定する特別船室料金については、支給しない」に
改め、同条第3項中「周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号）の適用を受ける
職員」を「旅費条例の一般職の職員」に改め、同条第4項中「、片道2キロメートル
を超える旅行の場合で」を削り、同項第3号ただし書中「最寄りの駅までが2キロメ
ートル以上ある場合にはその間の」を「最寄りの駅までの間の」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
(議員報酬) 第2条 議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）の額は、<u>別表第1</u>に掲げるところによる。ただし、月の中途においてその職に就いたとき、又はその職を離れたときのその月の議員報酬の額については、その職に就いた日から、又はその職を離れた日までの日数に応じ、日割計算の方法により算出した額とする。 2 (略) 3 <u>別表第1</u>に掲げる職務の変更に伴い月の中途において議員報酬の額に異動を生じた場合においてその者に対して支給すべきその月の議員報酬の額は、その異動の日前及びその異動の日以降の日数に応じ、それぞれ日割計算の方法により算出した額の合算額とする。 4 (略) (費用弁償) 第3条 (略) 2 前項の費用弁償の額は、<u>別表第2</u>に掲げるところによる。	(議員報酬) 第2条 議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）の額は、<u>別表</u>に掲げるところによる。ただし、月の中途においてその職に就いたとき、又はその職を離れたときのその月の議員報酬の額については、その職に就いた日から、又はその職を離れた日までの日数に応じ、日割計算の方法により算出した額とする。 2 (略) 3 <u>別表</u>に掲げる職務の変更に伴い月の中途において議員報酬の額に異動を生じた場合においてその者に対して支給すべきその月の議員報酬の額は、その異動の日前及びその異動の日以降の日数に応じ、それぞれ日割計算の方法により算出した額の合算額とする。 4 (略) (費用弁償) 第3条 (略) 2 前項の費用弁償の額は、<u>周南市旅費条例（令和7年周南市条例第 号。以下「旅費条例」という。）における特別職の支給の例により算出した額とする。ただし、旅費条例第9条第1項第5号に規定する特別車両料金及び旅費条例第10条第1項第4号に規定する特別船室料金については、支給しない。</u>

現 行					改 正 案				
3 前2項に定めるもののほか、費用弁償の支給については、 <u>周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号）の適用を受ける職員</u> の旅費支給の例による。					3 前2項に定めるもののほか、費用弁償の支給については、 <u>旅費条例の一般職の職員</u> の旅費支給の例による。				
4 市内旅行の旅費は、議員が議会に出席する場合に支給するものとし、 <u>片道2キロメートルを超える旅行の場合で、その主たる交通手段により次の各号に基づき支給する。</u> （1）・（2） （略） （3） 鉄道を利用する場合には、居所の最寄りの駅から徳山駅までの実費を支給するものとする。ただし、居所から <u>最寄りの駅までが2キロメートル以上ある場合にはその間の旅費</u> も支給することができる。					4 市内旅行の旅費は、議員が議会に出席する場合に支給するものとし、その主たる交通手段により次の各号に基づき支給する。 （1）・（2） （略） （3） 鉄道を利用する場合には、居所の最寄りの駅から徳山駅までの実費を支給するものとする。ただし、居所から <u>最寄りの駅までの間の旅費</u> も支給することができる。				
5 （略）					5 （略）				
<u>別表第1（第2条関係）</u>					<u>別表（第2条関係）</u>				
（略）					（略）				
<u>別表第2（第3条関係）</u>									
区分		航空賃・鉄道賃・船賃・車賃	日当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）					
1号	議長 の職に ある者	旅費条例の適用を受ける職員の旅費の支給の例により算出し	2,800円	13,900円					

現 行					改 正 案
2 号	そ の 他 の 議 員	た 額 （ 市 内 旅 行 の 旅 費 を 除 く 。 ）			
<u>備 考</u> <u>1 区 分 欄 に 掲 げ る 各 号 は、周 南 市 旅 費 条 例 別 表 第 1 区 分</u> <u>欄 に 掲 げ る 各 号 と そ れ ぞ れ 対 応 す る も の と す る。た だ</u> <u>し、同 条 例 第 10 条 第 1 項 第 3 号 に 規 定 す る 特 別 車 両 料 金</u> <u>は 支 給 し な い。</u> <u>2 市 内 旅 行 の 場 合 に は、日 当 は 支 給 し な い。</u> <u>3 市 内 旅 行 の 場 合 で、公 務 上 の 必 要 又 は 天 災 そ の 他 や む</u> <u>を 得 な い 事 情 に よ り 宿 泊 し た と き は、2 分 の 1 の 額 を 支</u> <u>給 す る。</u>					